

吹田市公告第 479 号

らくらく窓口証明書交付サービス機器賃貸借に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 7 月 23 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

らくらく窓口証明書交付サービス機器賃貸借に係る制限付一般競争入札実施の公告

1 賃貸借の名称

らくらく窓口証明書交付サービス機器賃貸借

2 賃貸借の場所

別紙仕様書の通り

3 履行期間

令和 7 年 9 月 1 日～令和 10 年 8 月 31 日

（地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

4 契約期間

契約締結日から令和 10 年 8 月 31 日まで

5 賃貸借の内容

（１）地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する「らくらく窓口証明書交付サービス（以下本サービスという）」を利用するために必要な機器の賃貸借

（２）本サービス利用に必要なソフトウェアのインストールおよび初期設定、事前の動作検証作業（詳細は仕様書のとおり）

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）本市の入札参加有資格者名簿登載業者であること。参加希望種目として、「125 賃貸」の登録があり事務機器・OA 機器の取扱いがあること。また、大阪府内に事業所

を有する者であること。

- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- (6) プライバシーマークの付与認定を受けている者又は I S M S / I S O 2 7 0 0 1 の認証を取得している者であること。

7 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2) に定めるところに従い、制限付一般競争入札参加資格確認申請書等の書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- (イ) 会社概要書（様式 2）
- (ウ) プライバシーマークの付与認定又は I S M S / I S O 2 7 0 0 1 の認証の写し

イ 提出期間

令和 7 年 7 月 23 日（水）から令和 7 年 7 月 29 日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く。）

ウ 提出場所

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

吹田市 市民部市民課 証明担当（中層棟 1 階 102 窓口）

電話 06-6384-1237（直通）

エ 書類の取得方法

吹田市のホームページ（ホーム>産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > 業務委託・物品購入 入札情報 > 令和 7 年度(2025 年度)一般競争入札（業務委託）一覧からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、返却しない。

- (ウ) 書類は持参するものとし、郵送、宅配、電送等によるものは受け付けない。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時 30 分までに、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4) 提出期間内に書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。
- (5) 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。
- (6) 入札参加資格の確認で資格有の確認を受けた者が 1 者であってもこの入札は有効とする。

8 仕様書等に対する質疑及び回答

(1) 質疑書受付期間

令和 7 年 7 月 23 日（水）から令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 5 時 30 分まで

(2) 質疑書受付方法

電子メールにより受け付ける。

質疑の際は質疑書（様式 4）を使用すること。

電子メールの件名を、「【会社名（略称可）】らくらく窓口証明書交付サービス機器賃貸借に関する質問」とし、「shimin_k@city.suita.osaka.jp」にメールを送信すること。

(3) 回答期日及び方法

令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 5 時 30 分までに電子メールにより回答する。なお、質疑がなかった場合は、電子メールは送信しない。

9 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和 7 年 8 月 6 日（水）午前 9 時 30 分（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

吹田市役所 高層棟 3 階 災害対策本部会議室

(3) その他

ア 入札は、上記日時及び場所に参加して行うこととし、郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

ウ 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。

- エ 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

11 入札金額

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。また、それに係る費用については、受託者が負担すること。

12 入札保証金

吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに本市入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において、前記 6 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定

- (1) 入札参加者が 2 者に満たない場合でも入札は成立するものとする。
- (2) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しないものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15 積算内訳書の提出

落札者は、落札者決定時に積算内訳書を提出しなければならない。よって、積算内訳書の金額と入札書の入札金額を一致させておくこと。

16 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

17 落札決定の取消

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- （１）吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- （２）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- （３）入札心得書第 11 条第 11 号に該当する行為があったと認められるとき
- （４）正当な理由がなく、入札心得書第 14 条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約保証金

落札者は、次の（１）から（４）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約の保証を付さなければならない。

- （１）契約保証金の納付
- （２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- （３）当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- （４）当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

20 予算の減額又は削減に伴う解除等

本件業務については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合、本契約を変更し、又は

解除することができるものとする。

21 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

22 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市 市民部市民課 証明担当（中層棟1階）

電話 06-6384-1235（直通）

メールアドレス shimin_k@city.suita.osaka.jp

以上